

平成24年4月1日より資料提供（調査票・意見書）の要綱が改正になりました！

要介護認定に関する資料（認定調査票・主治医意見書）を事業者様に提供するための要綱を改正しました。つきましては、資料提供事務にも一部修正がありますので、ご協力をお願いいたします。（4月1日以降に要介護認定される方の分から対象になります。）

《 改正点 》

◎ 《 交付に伴うコピー代をお支払いいただくようになりました 》

経費として1件につき「審査会資料+主治医意見書は50円」「主治医意見書のみ希望される場合20円」を窓口及び口座振込等で納入いただきます。

（郵送による返信を希望される場合は、**140円切手**を貼った角形2号（240×332）サイズの封筒に送付先のご住所をご記入の上、申出書と一緒にご提出ください。）

◎ 《 資料提供申出書の様式を変更しました 》

- ① 被保険者との関係等の欄で事業所名等の項目を追加しました。
- ② 資料提供欄の審査会資料（概況調査・基本調査・特記事項）と主治医意見書の希望チェック欄に料金欄を設けました。

※旧様式はしばらくの間使用できますが、新様式への移行にご協力をお願いいたします。

◎ 《 資料受領の受取確認の制度を変更しました 》

- ① 要介護認定等の資料受領書に直筆で署名される場合は、本人確認ができれば認印不要になりました。
- ② 郵送及びFAXの場合は、直筆の署名と本人確認できるものを添付ください。

1. 窓口での資料交付の手順

(1) 《 申請について 》

「要介護認定等の資料提供に係る申出書（本人同意書）」を町村福祉担当窓口にご提出ください。

・受付及び交付可能時間帯 午前8時30分～17時15分（土曜休日などの閉庁日は除きます。）

(2) 《 交付について 》

金曜日までに要介護認定結果された分を翌週の火曜日以降に、中新川広域行政事務組合介護保険課の窓口で交付します。（火曜日が閉庁日の場合水曜日）

・窓口で交付を受ける際は、次のものを持参してください。

- ① 交付案内（FAX受信）用紙
- ② 窓口で受領される方が事業所の従業員であることを確認できるもの
（次のAまたはBのいずれか）

A. 「事業所が発行する従業員証」（事業所の従業員であることを確認できるもの）

B. 「窓口に来る方の身分証明書」（介護支援専門員証や運転免許証など）

（※ 緊急にサービス利用を開始するなどの事情のある場合は、事前に介護保険課認定審査係まで、ご相談ください。）

(3) 《 コピー代について 》

【審査会資料と主治医意見書】は**50円/件**、【主治医意見書のみの場合】は**20円/件**

(4) 《 請求及び支払について 》

毎月初めに、当課より各事業所宛に前月の交付申請分を請求しますので、その請求額を当月内に窓口で納入ください。

（口座振込等も可能ですが、手数料金等はお支払される事業所のご負担でお願いします。）

※お問い合わせ先

中新川広域行政事務組合 介護保険課 認定審査係 資料提供担当
TEL.076-464-1316 FAX076-463-3199

2. 郵送交付の場合（中新川広域行政事務組合管外の事業所など）

(1) 《 郵送での返信手続きについて 》

郵送で返信を希望される時は、次のものを同封の上、下記に郵送ください。

（郵送で資料提供を受ける場合は、必ず**事前に電話連絡**をお願いします。）

① 資料提供申出書（原本）

事業所印を押印したもの。

② 申出書を提出する方が事業所の従業員であることを確認できるもの（コピー）

（次のAまたはBのいずれか）

A. 「事業所が発行する従業員証」（事業所の従業員であることを確認できるもの）

B. 「申出書を提出する方の身分証明書」（介護支援専門員登録証や運転免許証など）

③ 返信先の事業所名・事業所住所を記入した返信用封筒に140円分の切手をお貼りください。

（封筒は、**角形2号（240×332）**サイズをお願いします。）

※お問い合わせ先

〒930-0288 とやまけん なかにいかわぐん ふなはしむらくにしげ 富山県 中新川郡 舟橋村 国重 242 番地

中新川広域行政事務組合 介護保険課 認定審査係 資料提供担当

TEL.076-464-1316 FAX076-463-3199